

第30回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和7年12月19日（金） 午後3時00分

会津坂下町役場本庁舎3階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第30回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月19日（金）午後3時00分～3時20分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（5人）

1番 鈴木 寿夫 2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦 4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄 6番 木村 行男

7番 渡部 淳 8番 五十嵐 朱美

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博 若宮地区 山内 和之

金上地区 斎藤 嘉美 川西地区 斎藤 文範

八幡地区 桑原 博之

4 欠席委員・推進委員（3人）

9番 五十嵐 智子 広瀬地区 橋本 善和

高寺地区 藤川 将仁

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第102号 現況確認証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聰 農地管理係長 荒井 貴史

係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。</p> <p>只今の出席委員は、9番 五十嵐委員より欠席の届出があり9名です。定足数に達しております。</p> <p>また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、広瀬地区 橋本推進委員、高寺地区 藤川推進委員より欠席の届出があり5名です。</p> <p>それでは、第30回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第98号の農地法第3条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。</p> <p>次に議案第99号の会津坂下農業振興地域整備計画の変更については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。</p>
議長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員として、10番 二瓶委員、2番 鈴木委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第30回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。</p> <p>次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>

議長	日程第3 報告第30号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1号から4号まで公社との契約を耕作者側が解約するものであり、その後再転貸することとなっております。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第4 議案第100号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。1号案件は、譲渡人と譲受人の親族同士が平成15年4月に当該申請地を売買しましたが、譲受人の親族が農地所有の要件に合致しなかったことから、仮登記で留まっている状況でした。譲渡人と譲受人の親族が亡くなった後に仮登記されていることが発覚し、この度所有権移転することとなりました。 2号案件は、これまでJAの円滑化事業で契約されていましたが、譲渡人が県外在住であり当該申請地を処分したいことから、契約期間満了に伴い譲受人へ所有権移転するものです。 3号案件は、空き家バンク事業を利用し空き家を購入した譲受人が、その付随農地を取得するものです。譲受人は、現在県外に住んでおりますが、今後転入し、当該申請地で家庭菜園をする予定です。
議長	1号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	申請者へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。

	<p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人については、事務局より報告します。譲受人へ申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>譲渡人へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。</p>
議長	<p>質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p>
	<p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議長	3号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	本件の代理人を務める行政書士に議案書の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1号案件は、住宅の老朽化に伴い、現居住地の北側に隣接し親戚が所有する当該申請地に新築住宅を建築する計画を立て転用しましたが、農地法の許可申請を失念していたため、追認申請することとなった案件です。農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。雨水排水は自然地下浸透となっており、北側に隣接する農地と建築した住宅は離れているため、周辺農地に支障を及ぼすおそれはない、問題ないと思われます。 2号案件は、先月開催された第29回農業委員会総会議案第99号にて農用地区域の用途を農業用施設用地に変更することに

	対して会津坂下町長より意見を求められた案件であり、12月4日に用途が農業用施設用地に変更となりました。被設定人が有機農業に取り組むにあたり、堆肥保管置場が必要となったことから、親族である設定人より当該申請地を借受け、堆肥保管置場及び農業用機械置場として転用するものです。農地転用許可基準の立地基準は、農用地区域内にある農用地利用計画に指定された用途に供する施設に該当します。一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を農業用施設用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、堆肥保管置場は、地面をアスファルト敷きにし、雨水等により堆肥が敷地外へ流出しないよう屋根と側壁を設置します。それ以外の場所の雨水排水については、当該申請地の南側に位置する既存の排水路に排水します。転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
8番 五十嵐委員	1号案件について調査の結果を報告します。12月12日に事務局と共に現地を確認し、転用することに問題ないことを確認しました。12月14日譲渡人、譲受人へ訪問にて申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違なかったことを報告します。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって1号案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長	次に 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
2 番 鈴木委員	2 号案件について調査の結果を報告します。12 月 12 日に事務局と共に現地を確認しました。堆肥の臭いが懸念されましたが、申請地は集落と離れており、転用することに対しても問題ないことを確認しました。12 月 13 日被設定人へ電話にて申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違なかったことを報告します。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって 2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 102 号「現況確認証明について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。本件は、申請地の耕作条件が悪く、長年耕作しておらず、原野化、山林化し今後も農地として利用することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。当該申請地は、9 月 19 日に開催された第 27 回農業委員会総会議案第 92 号にて会津坂下町長より農振地域整備計画から除外することについて意見を求められた農地であり、12 月 15 日に農振地域整備計画から除外されたことから、地目変更をするものです。8 月 8 日に高寺地区藤川推進委員とともに現地を確認しましたが、原野化、山林化しており、今後も農地としての利用は困難であると思われます。現地の写真についてはタブレットをご覧ください。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 30 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 19 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員